

「知財注目判例解説」

～裁判例に見る重要論点の解説～

知的財産権法への理解を深め、実務に対処できる知識を更に得るためにには、法律条文のみならず、重要判例を押さえておくことが極めて重要です。判例には、具体的な個々のケースに対する裁判所の判断が示されており、知財実務の方向性を示す指針ということができます。

特に、均等論、消尽論等の重要論点に関する判例は、特許権に基づく権利行使の範囲に係るものとして、知財実務者が理解しておかなければなりません。

本講座は、長年知的財産権にかかる訴訟に携わってきた関西特許弁護士のパイオニアである村林隆一弁護士が、知的財産権分野の実務に携わる上で知つていなければならない近年の重要判決について、事件の概要、争点、判旨、判決に対する独自の見解等を交え、判り易く解説いたします。

皆様のご参加をお待ちしております。

- 開催日 平成24年2月22日（水） 13:30～17:00
- 協力 **近畿知財戦略本部**
- 開催場所 大阪大学中之島センター 7階講義室3
大阪市北区中之島 4-3-53 06-6444-2100
- 講師 **村林 隆一 氏**
(弁護士法人関西法律特許事務所 パートナー弁護士・弁理士)
- 定員 **50名** (定員になり次第締め切ります。)
- 参加料 会員 8,000円 (一般 12,000円)
(テキスト代含む、消費税込み)

（注）(1) 3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできませんので予めご了承下さい。

(2) 聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の10日前頃に郵送いたします。
(3) 他府県発明協会会員も会員料金で受講できます。

- 申込先 一般社団法人大阪発明協会 (<http://www.jiiosaka.jp/>)
電話 06-6479-1926 FAX 06-6479-3930
- 申込方法 当案内申込書に必要事項をご記入の上、FAXで、また、上記ホームページよりお申し込みください。

□ プログラム

1. 知的財産関係訴訟概観
2. 判例とは何ぞや
3. 判例の読み方
4. 近年の最高裁判決の紹介
5. 平成23年改正特許法によって、特許関係訴訟はどのように変わるか

切り取り線

大阪発明協会 企画サービスグループ行 FAX 06-6479-3930

知財注目判例角字説 申込書

2012年2月22日開催

申込日 平成 年 月 日

会社名 又は氏名	部署名及び 連絡担当者
ご住所 〒	
TEL	FAX
受講者氏名	所属部署名
e-ma i	専攻（ご出身の学部をご記入下さい）
受講者氏名	所属部署名
e-ma i	専攻（ご出身の学部をご記入下さい）

※お申し込み者宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。

※許可なくして講義内容を録音することを固く禁じます。

お支払方法 (予納金・現金・銀行振込・郵便振替)

1. 請求書 (要 不要)

振込先 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182

三菱東京UFJ銀行 中之島支店 普通預金 0042472

郵便振替口座 00940-7-312572

2. 予納金処理の方 得意先コード

□	□	—	□	□	□	□	—	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

会員・非会員の区別 (法人会員・個人会員) 発明協会・一般